

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 秋吉 裕之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5S6W10100250		58BW1A30093 0001					
品名 または 件名							
プレハブ仮設教場リース							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
北熊本駐屯地				42即機連3科			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
豊後2曹 (内2534)				令和8年3月31日 (火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

北熊本駐屯地第392会計隊事務室および西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年2月17日（火）14時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上を有する者であること
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/g sdf/wae/>) 陸上自衛隊北熊本駐屯地

3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

4 落札決定方法

- (1) 設置から撤去までの合計金額が、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲以内で最低の価格応札を提示した者を落札者とする。本契約は仕様書で提示したとおり、設置、令和9年3月19日までの本体リース期間及び撤去までの契約であり、合計金額をもって落札者を決定し、契約金額は令和7年度分とする。
- (2) 総品目総額（消費税抜き）により決定する。（同価の場合は抽選により決定する。）
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
 - ア 「役務請負契約条項」
 - イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - ウ 「暴力団排除に関する特約条項」

8 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和8年2月13日（金）12時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格（写）を提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 郵便入札を推奨する。
- (5) 入札日時以前に入札書を郵便（書留）により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして令和8年2月16日（月）16時00分までに必着となるよう「書留」により送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (6) 入札書を持参等により提出する場合の期限についても前項(5)に同じものとする。
- (7) 入札日当日に不調となり再度入札を行う場合は、別途日時を指定し、再度入札を執行する。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札の参加者にその旨を通知（FAX送付）するので、受領した旨の通知（FAX送信）をされたい。
- (8) 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (10) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

9 問い合わせ先

- (1) 入札に関する問い合わせ先

〒861-8064

熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第392会計隊契約班（担当：西村）

TEL 096-343-3141（内線3567）

FAX 096-344-8807

- (2) 仕様書に関するお問い合わせ先

陸上自衛隊北熊本駐屯地

業務隊厚生科 担当：豊後（ぶんご）（内線2534）

仕 様 書

1 件 名
プレハブ仮設教場リース

2 総 則
この仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地における「プレハブ仮設教場リース」について適用する。

3 設置場所
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番地1 陸上自衛隊 北熊本駐屯地

4 期間等
(1) 設置完了予定年月日
令和8年3月31日(火)
(2) リース期間
令和8年4月1日(水)～令和9年3月19日(金)
※ リース期間については、官側の都合により変更する場合があります。

5 規 格
別 図

区 分	規 格	数量	単位	備 考
プレハブ等	72型6連棟ハウス コンテナハウス5坪連棟式	1	棟	構造：鉄骨造
空調機	設置式5馬力3相200V	2	台	
発電機	37/45KVAオイルフェンス付	1	台	

※ 本仕様書に記載されていない事項で、プレハブの各部の寸法、形状、材料強度等はメーカー仕様とする。

6 一般事項

- 本役務は、仕様書等のほか国土交通省大臣官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」の定めに従い実施する。
- 役務以外の施設等には、損傷を与えないように十分注意して施工するとともに、請負業者の負担において速やかに復旧する。
- 本仕様書に記載なき事項であっても、役務の完成に必要な事項は請負者の責任において実施するものとする。
- 請負業者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調達し、決定すること。
- 隊員もしくは部外者に損害を与えた場合、請負業者が損害賠償の責を負うものとする。
- 本役務の写真は、施工前、施工中、施工後の他、監督官の指名する箇所を撮影し、整理したうえ1部提出する。
- 請負業者は契約後、速やかに設計図面（仕様書を含む。）及び工程表を監督官に提出し、承認を受け、承認を受けた設計図面は、承認図として提出すること。

- リース期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障（照明の球切れ含む。）については、契約業者の負担で速やかに修理するものとする。
- 本役務で発生した産業廃棄物は関係法令に基づき、適正に処分すること。
- 作業等に必要電力及び給水は、官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし、前記要領で使用できない場合は官側と調整し、メーター等を取付け、使用量に応じた料金の支払いにより使用できるものとする。
- 引渡しに際して、部隊の代表者に当該物件の主要な設備等について、取扱説明を実施し、併せて主要な設備の取扱説明書、必要な器具等及び鍵箱との引渡しを文書にて実施すること。

7 役務内容

- プレハブ等の建築に関する各種手続き及び調整
建築確認申請・消防署の完了検査等を期日までに完了し完了後の引き渡しとする。
- 基礎工事
ア プレハブ等の運搬・建て方
イ 発電機の設置（プレハブ1棟につき、発電機1台）
（7）教場として使用するため極低騒音
（4）空調機5馬力3相200V×2台の電源として使用出来る発電機
（9）発電機故障時の対応及び定期点検（オイル交換含む。）は、業者側にて実施
（5）燃料は、設置時燃料満タン、じ後官側にて補給
（4）基礎部とプレハブの緊結を実施
- 空調機の設置（プレハブ1棟につき、空調機2台）
ア 室外機固定ブロック及びD種接地工事
イ 室内機から室外機の配線及び配管
ウ 空調機設置後試運転を実施
エ 空調機測定結果報告書を官側に提出（絶縁抵抗・接地抵抗）
- 電気工事
ア 電灯（Hf32W2灯 逆富士又はFL40W2灯）、コンセント（2口）、スイッチ、分電盤の設置及び配線
イ プレハブ等の発電機から空調機への配線
- 解体・撤去
ア プレハブ等の解体・撤去に関する各種手続き及び調整
イ プレハブ等の解体・撤去工事等
（7）プレハブの解体・撤去
（4）空調機・発電機の撤去
（9）撤去に関わる電気工事

8 保 障

- 経年による自然損耗においては、請負者の負担において修復するものとする。
- 自衛隊の責に帰すべき理由により、損傷を与えた場合は自衛隊の負担において修理するものとする。
- 天変地変において、機能を発揮できない状態になった場合においては、検査官と速やかに調整を行い、無償での破損の対応を請負者は行うものとする。

件 名	プレハブ仮設教場リース		
図 面 名	仕様書	調 達 要 求 番 号	58BW1A30093
縮 尺		作 成 年 月 日	R8.1.30
作 成 者	第42即応機動連隊		図 面 番 号
連 絡 先	電話:096-343-3141(内線2534) FAX:096-344-8807		1 / 3

9 検査

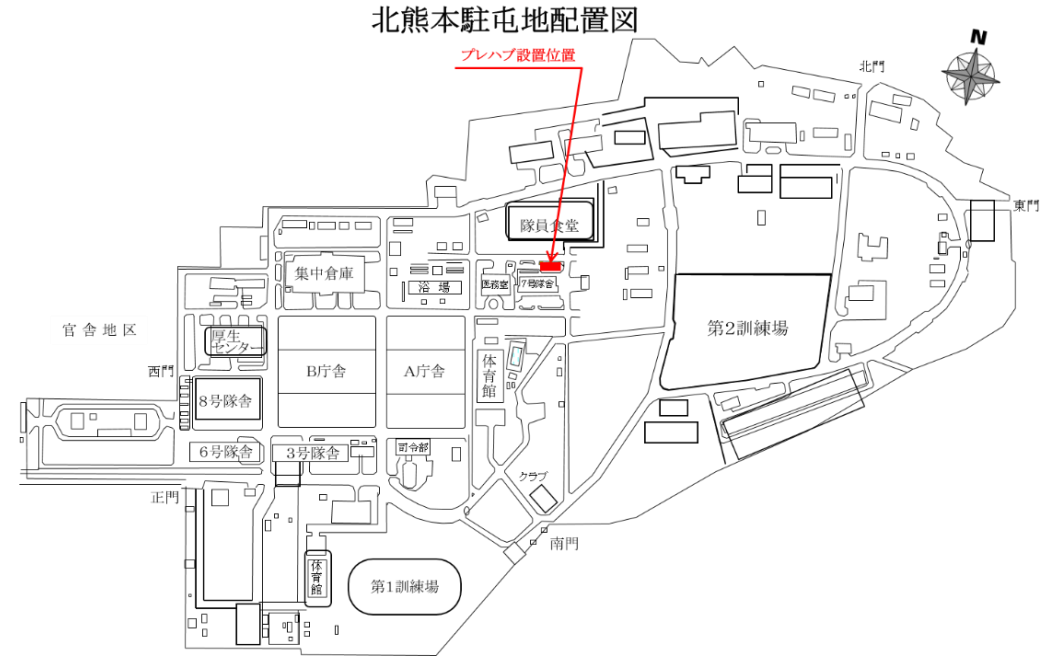
- (1) 本仕様書による「プレハブ仮設教場リース」について検査する。
- (2) 電気工事については、駐屯地の電気主任技術者の検査を受ける。

10 特記事項

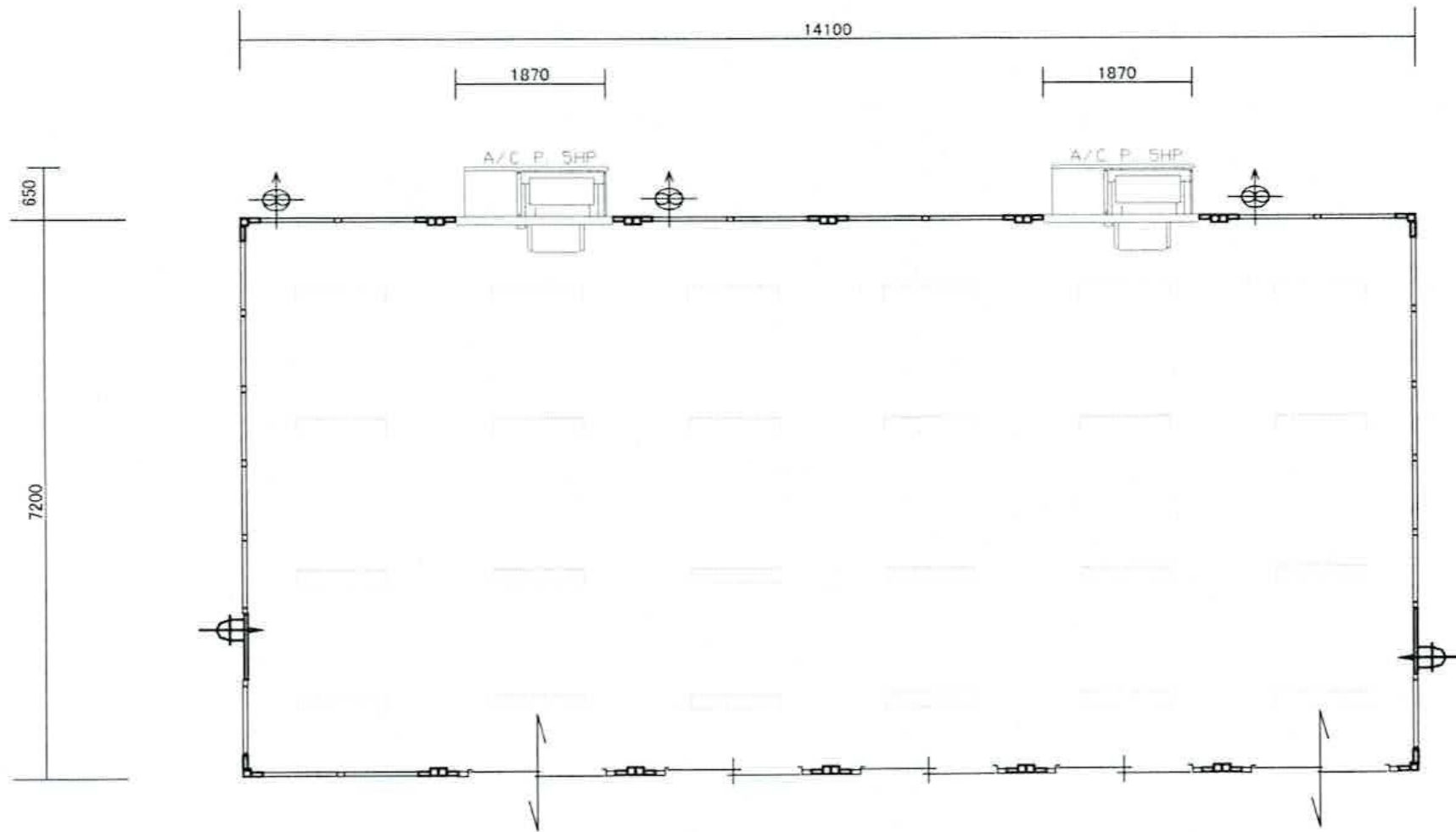
- (1) 請負業者は契約後、設計図面を監督官に提出し、承認を受けるとともに、承認図を提出するものとする。
- (2) 基礎については、建築基準法を満たす構造とする。
- (3) リースする器材は、各メーカーによる仕様によるものとし、監督官の承諾を得るものとする。
- (4) 照明は業務等に必要の照度を確保できるもの、空調機は25℃を維持できるものとする。
- (5) 設置完了後、機能点検を実施する。
- (6) リース期間終了後、プレハブを解体した際は、設置前の状況に復旧するものとする。

11 その他

- (1) 建築基準法等関係規則に合致した仕様とする。
- (2) 本仕様書によるほか不明な点は、仕様書作成者の指示によるものとする。
- (3) 原則として期1回状態の点検、要請があった場合は速やかに点検を行う事
- (4) 現場周辺は、工程に応じた警備員の配置、関係者、歩行者の安全確保及び車両の事故防止に徹する事



件名	プレハブ仮設教場リース		
図面名	仕様書	調達要求番号	58BW1A30093
縮尺		作成年月日	R8.1.30
作成者	第42即応機動連隊		図面番号
連絡先	電話:096-343-3141(内線2534) FAX:096-344-8807		2 / 3



件名	プレハブ仮設教場リース		
図面名	仕様書	調達要求番号	58BW1A30093
縮尺		作成年月日	R8.1.30
作成者	第42即応機動連隊		図面番号
連絡先	電話:096-343-3141(内線2534) FAX:096-344-8807		3 / 3